

第8章 技術標準・認証

技術標準・認証の現状 中国の技術標準・認証に係る動向

第12次五カ年規画の最終年である2015年に中国で発表された国家標準規格は1,931件で、前年比で26.2%増えた。届出のあった業界標準規格は4,414件、地方標準規格は4,004件であった。2015年末現在、中国の国家標準規格は合計3万2,000件、業界・地方の標準規格は合わせて8万4,000件となり、標準規格の総数は11万6,000件に達している。

標準化法の改定動向

現行の「標準化法」は1989年に公布、施行され、現在既に26年以上が経つ。国家標準化管理委員会は2002年に「標準化法」の改正作業に着手しており、2015年末に「標準化法」改正案を国務院での審査に送っている。国務院では2016年3月22日から4月21日にかけて改正標準化法案のパブリックコメントを実施しており、今後、2016年内に実施される全人代常務委員会での審議に付される可能性が高くなっている。

標準化体系の改革

国務院は2015年8月に「標準化事業の改革深化にかかるプランの徹底実施のための行動計画（2015～2016年）の通知」を発表し、また同年12月には、「国家標準化体系構築発展計画（2016～2020年）」を発表し、標準化事業の改革深化にかかる要件を「第13次五カ年規画」における標準化事業発展の全体的な青写真を示している。

この標準化にかかる改革は、標準化の全体調整のための仕組みづくりの他、①強制的標準規格の統合と簡素化、②推奨標準規格の改善と整備、③標準化団体の標準規格のテコ入れ、④企業標準規格の規制緩和と活性化、⑤標準規格の国際化レベル向上の5つのポイントでまとめられており、これらを以下のとおり紹介する。

強制標準規格の統合と簡素化

従来の強制標準の公布機関は、国、業界、地方の3つの階層があり、既に多くの業界強制標準や地方強制標準があるが、これらと国の標準の間に矛盾や重複が見られる。今後の改革の方向性は、強制標準は国家標準に一体化し、また、強制標準の範囲を人の健康や生命、財産の安全、国家の安全、生態環境の安全などに限定するとしており、業界強制標準や地方強制標準は段階的に廃止するとしている。

化学工業分野では、国家標準化管理委員会、工業情報化

部、農業部が強制標準規格の統合・簡素化にかかる試行事業を展開し、国土資源部、環境保護部などの部門や浙江省、重慶市などの地方機関での強制標準規格の整理と評価を経て、2015年末に強制標準規格の統合・簡素化試行業務の知見がまとめられ、標準化の調整推進にかかる部際間合同会議の審査を経た「強制標準規格の統合・簡素化にかかる作業プラン」が国務院から2016年2月に公布されている。

推奨標準規格の改善と整備

現有の推奨標準規格の数量や規模を段階的に縮小するものとし、各階層、各分野の推奨標準規格の対象を適正に境界分けするとしている。現行の国家、業界、地方標準規格については、集中的に再検討を行い、運用に適さないものは廃止し、階層間で矛盾や重複がある場合は統合と改正を行い、国際標準規格との差が大きいものや、産業・技術の発展状況に見合わなくなっているものは、順次改正するものとしている。また、推奨標準規格の制定・改正手順を最適化、簡素化し、制定・改正のサイクルを短縮し、標準規格の質的向上や制定・改正の効率化を図っている。

標準化団体の標準規格のテコ入れ

中国では現行の標準規格体系に標準化団体の標準規格という位置付けはなく、そのテコ入れは中国の今回の標準化改革における重要な措置となる。中国は今後、能力のある学会、協会、商会、連合会といった民間の組織や産業技術アライアンスに対し、関係する市場参加者との調整を行って共同で標準規格を制定するよう奨励し、標準規格の拡充を図ろうとしている。中国は標準化団体の標準規格を行政許可の対象とせず、民間の組織や産業技術アライアンスが自主的に制定かつ発表するものとし、政府機関は標準化団体の標準規格について必要な規範化、誘導、監督を行うとしている。

企業標準規格の規制緩和と活性化

企業標準を定めた場合、企業は所管の監督部門への届出が必要であったが、今回の標準化改革の重点として、政府がこれまで企業標準規格に適用してきた届け出方式を段階的に撤廃し、企業標準規格の自己発表・公開とこれに対する監督の制度に切り替えようとしている。2015年に国家標準化管理委員会は企業標準規格の情報公共サービスプラットフォームを立ち上げ、上海市、福建省、山東省など7つの省・市で石材、合成パネル、医療品、家電など13分野を対象に試行事業を行っている。2015年の試行事業を土台に、2016年も引き続き試行事業の拡大と深化が進められ、2017年には企業標準規格の自己発表公開制度が全面的に実施されるとしている。

標準規格の国際化レベル向上

中国は、第12次5カ年計画において、積極的に国際標準化を推進することとし、国内標準の国際標準との整合化等の作業が進展している。2015年末現在、中国は既に国際標準化機構（ISO）の常任理事国、国際電気標準会議（IEC）の常任理事国、ISO技術管理評議会の常任メンバーとなっており、中国人の専門家がISO議長、IEC副議長、ITU事務局長に就任している。第12次5カ年計画の期間中、中国の技術または標準規格を基に中国から提出または立案された国際標準規格の提案は102件に上り、中国の主導により制定・公布された国際標準規格は86件である。2015年、中国の専門家が国際標準化機関（ISO）の中国人としては初のISO会長となった（任期は2015～2017年）。

2014年末時点の標準の国際規格の採用は、国家標準総数3万680件のうち約40%となった。中国は引き続き国際標準化のレベル向上や拡大を図ろうとしている。中国の標準規格の国際化を推進し、国際的な標準化事業への参画能力をさらに増強し、国際標準化を担う技術機関の数を引き続き増やし、2020年までに中国が制定に参画、または制定を主導する国際標準規格の数を同年度に制定・改正される国際標準規格総数の50%に引き上げ、主要消費財分野においては、国際標準規格との一致性を現在の90%から2020年には95%以上へ引き上げる目標である。

国家標準に関わる特許の管理規定

国家標準化管理委員会と国家知識産権局は、2013年12月19日に「国家標準に関わる特許の管理規定（暫定施行）」を制定し、2014年1月1日より施行した。これは、国家標準の管理業務を規範化し、イノベーションと技術の進歩を奨励し、国家標準における新技術の合理的採用を促進し、一般公衆と特許権者および関連権利者の合法的權益を保護し、国家標準の効果的な実施を保障するための規定であるとしている。この制定前の2012年12月に意見募集稿が公表されたところ、用語の定義や手続に曖昧な点があり、さらに、標準化団体等で規定されているパテントポリシー（例えば、ITU/ISO/IEC共通パテントポリシー）との整合・調和をさらに図るべきであることから、中国日本商会として意見書を提出したが、十分には採用されていない状況である。当該規定の実施規則として、2014年5月1日から、推奨標準であるGB/T2003.1「標準制定の特別手続き第一部分：特許に関わる標準」が施行されたところ、当該規定の今後の運用について注視していくことが重要である。

個別事例（情報セキュリティ関係） IT製品の情報セキュリティ審査制度

IT製品に対する情報セキュリティ審査制度は、2010年5月に中国強制認証制度（CCC）にIT製品が追加されて実施され、認証の過程でソースコードの開示という問題が指摘されているが、この対象は政府調達に適用されている。しかし、2007年6月に公布された情報セキュリティ等級保護管理弁法（Multi-Level Protection Scheme：MLPS）により、

セキュリティ上の要件を厳しく課すとするレベルの対象に、同様の審査制度が課される可能性があり、また、2015年7月に意見募集稿が公表された中国サイバーセキュリティ法案に示されたように、規制体系の中に位置付けられ、その対象が広げられる可能性がある。

また、2014年8月には電気通信およびインターネット業について、9月には銀行業について、ネットワークセキュリティの強化に関する指導的意見が、さらに、2015年10月には保険業に対して保険機構情報化監督管理規定の案が公表されている。いずれも、情報セキュリティコントロール技術の応用によりセキュリティの強化を図っている。

国家安全や公共の利益に係るシステムで使用される重要な情報技術製品・サービスおよびその提供者に対し、今後セキュリティ審査が実施される可能性がある。

商用暗号管理条例

1999年に導入された規制であり、海外で生産された暗号化製品の中国への持ち込みおよび使用について申請・許可が必要となるものである。現在の対象製品は暗号化、解読化の操作を中心とする機能の専用機器およびソフトにのみ限られている。なお、国家暗号管理局は商用暗号管理条例を2011年に改正することについて声明が発出されているが、現時点でも条例改正は行われていない。

<建議>

改正標準化法の検討に伴い、強制標準の一本化、各種標準間の整理、業界基準の制定といった制度改善に向けた進展は評価できる。引き続き、国際的にオープンな形で透明性を高め、公平性を確保し、イノベーションを阻害しかねない制度や運用が改善されるべく、下記建議を要望する。

<透明性の向上、公平性の確保（※制度設計プロセスへの要望）>

- ① 標準化法の改定プロセスや内容は全産業に影響のある大きな関心事であり、その透明性の向上を要望する。
- ② 「国家標準に関わる特許の管理規定（暫定施行）」（2014年1月1日施行）の運用および「国家標準の特許に係る処置規則」の制定に関し、中国国家標準化管理委員会は外資系企業を含む産業界の意見を聞き、国家標準の制改定において、特許権者の権利に十分配慮するとともに、手続きの簡素化、判断基準の明確化を図るよう要望する。また、専利法をはじめとする関連法規と整合をとるよう要望する。
- ③ 国家標準、業界標準などの公的標準策定プロセスにおいて、例えば会員資格、会員費用などを内資・外資で区別されることが依然見られるなど、標準工作組によって運営方法が統一されておら

ず透明性に欠ける。標準化活動にかかる策定・改定過程は、公開を原則とし、外国企業の標準化技術委員会や標準化策定工作组などへの参加を中国企業と同等の条件とするなど、外資企業の参画も容易にすることで透明性と公平性を高めるよう要望する。

- ④強制標準や認証等の実施に当たり、企業に影響を与える規定や内部書簡、解釈、説明会の開催情報と一般的な質疑応答(FAQ)等に関する情報は、会議の開催を通じて内容を伝えるだけでなく、関連する全ての機関・部門のホームページ上に即時かつ正式に公布するよう要望する。また、新規分野などについて、標準策定部門の早期明確化、提案窓口一本化に努めていただくよう要望する。
- ⑤標準公布日から実施日まで、十分な猶予期間を取るよう要望する。特に強制標準については、公に誰もが入手可能となった日を起算日として、1年間ないしは2年間の猶予期間を確保すべきである。

<イノベーションの基盤として(※標準内容への要望)>

- ⑥一部の標準において、現実には実現し得ない試験条件の設定や目標値、理想値のような高い数値設定が見受けられる。過度なスペックや、過度に詳細化した標準の策定は避けるよう要望する。また、標準の統廃合による簡素化を進めるよう要望する。技術水準や社会状況が考慮されない標準は、技術進歩や自由な競争を阻害しかねず、イノベーションを進める中国政策の方向性にも反する。
- ⑦標準の適用範囲の曖昧さ、標準間の重複・矛盾などを是正するよう要望する。例えば、同一機器に対して異なる業界による複数の標準が併存するだけでなく、標準間に矛盾が存在するとの指摘がある。
- ⑧国際標準に準拠した標準の採用をさらに徹底するよう要望する。ISO、IECだけでなく、多くの国が採用している国際的な規格の採用も積極的に推進していくよう要望する。
- ⑨国連法規を基に作成された法規では、一世代遅れているケースもある。認証においては、最新の国連法規での認可も認めていただくよう要望する。

<合理的な制度運用(※制度運用への要望)>

- ⑩国家標準の解釈や制度運用による混乱を防ぎ、認証、試験等に係る、さらなる手続透明化と合理化を図るため、例えば、国と地方の連携の強化や役割分担の明確化、判断基準の明確化、担当官での運用の統一・遵守、制度および手続の簡素化、審査のスピードアップ、に努めていただくよう要望する。
- ⑪抜き取り検査や認証の現場において、遵守義務のない推奨基準が強制基準と同等に扱われるこ

とがないようにしていただくよう要望する。

- ⑫消費者協会などが独自に抜き取り検査を行う際に、企業側に弁明の機会を与えられることなくメディアで一方向的に公表することはやめるよう要望する。独自検査による一方向的な行為は、企業のイノベーションを阻害するだけでなく、標準・認証制度の正しい運用と理解の妨げにもつながりかねない。
- ⑬自動車や電気電子製品分野において、CCCと類似する検査制度、認証制度等との間で、重複の排除或いは制度の一本化を図るよう要望する。

<情報セキュリティ認証制度>

- ⑭国家インターネット情報弁公室が導入を発表した「ネットワークセキュリティ審査制度」については、制定プロセスで外資系企業を含む関係者が意見を述べる機会をつくるとともに、外国製品を差別的に取り扱うことのないよう制度・運用面での配慮を要望する。また、本制度との関係が不明であるが、従前より運用されている、情報セキュリティ認証制度(CC-IS)、情報セキュリティ等級管理弁法(MLPS)の運用においても、外資企業が不当に差別されることがないよう、制度・運用面での改善を強く要望する。
- ⑮サイバーセキュリティ規制制度において、クラウドサービスなどの新しいビジネスの発展に妨げとならないよう、また、これらのビジネスで外資企業が不当に差別されないよう、制度設計や制度の運用に配慮されるよう要望する。
- ⑯商用暗号管理条例については、その運用に際し2000年に発出した通知を尊重するとともに、条例改正の検討に際しては手続きの透明性、公正性を確保し、日本の産業界の意見に十分に配慮することを強く要望する。